

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「MSM部品交換作業」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2027年 3月26日
- (5) 納 入 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名: 公益財団法人核物質管理センター
担当部署: 総務部 契約課
フリガナ: イイズミ ジュンコ
担当者名: 飯泉 順子
電話番号: 03-5816-7765
FAX: 03-3834-5265
Mail: keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2026年 8月 5日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2026年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北・関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2026年 7月17日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2026年7月17日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「MSM部品交換作業」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

様式-1 別添

「公募説明書」記載の通り、8月5日
までに契約課まで提出下さい。

資格要件確認書

回答期限	2026年8月31日（六ヶ所センター必着）					
契約番号	313-021		請求元課室	設備課		
契約件名	MSM 部品交換作業		区 分	■A・□B		
参加候補者			評価結果	□合格、□不合格 (下記の通り)		
評価項目	確認項目	証明資料	RSC 記入欄			
			判定	判定理由	判定者	
1 業務の実 施・管理体 制等 ※購買品区 分A・Bは 必須（共通 項目）	1.1 業務の実 施体制	① 業務の実施に十分 な人員数及びスキル (業務遂行に必要な 有資格等) が確保さ れていること。	過去5年以内に同様 のサービスを提供した ことを証明する契約書 等の書類、又はサービ スの提供能力があるこ とを証明する製造者との 代理店契約等の書類	□良 □否		
		② 必要な業務分担 (設計開発、製造、 調達、試験、検査、 保守、設置工事、品 質保証等) 及び管理 体制(品責、作業管 理者等を含む) がと られていること。	ISO9001に基づく品 質保証計画書、又は 製品の提供に必要な 工程を記したプロセス フローと品質保証体制 を示す品質保証体制 図の両方の書類	□良 □否		
	1.2 品質管理 及び情報 セキュリ ティ体制	① 受注する製品及び サービスを要求項目 に沿って提供できる 品質管理システム(設 計・開発・調達を含 む)が確立しているこ と。	1) ISO9001 認証書 (認証範囲に原子 力関連機器のサービ スの提供が含まれる ものであること) 2) 外部提供者のパ フォーマンス評価結果	□良 □否		
		② 情報セキュリティ に対する管理体制が 確立していること。	該当なし	□良 □否		
	1.3※ 入札資格	① 国(独法を含む) または地方自治体の 入札参加資格を有す ること。	(例) 省庁統一資格	※契約担当部署にて対応		
	1.4 コンプラ イアンス	① コンプライアンス 違反の有無(有の場 合はどのように改善 したか。)	□無・□有(改善 内容を別添)	□良 □否		
		② 不適合事象の有無 (有の場合はどのよ うに改善したか。)	□無・□有(改善 内容を別添)	□良 □否		
	1.5 安全文化 の育成	原子力安全を第1に 考え、安全文化の育 成・維持に努めてい ること	安全文化育成の教 育・訓練を実施した ことを示す書類(個 人情報は黒塗りとし る)	□良 □否		

2 技術確認事項 ※仕様書の要求事項に応じ技術的な確認事項を定めること。本シートは、その例を示す	2.1 技術能力の確認	該当する技術仕様無し	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.2 技術設備の確認	該当する技術仕様なし	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.3 設計開発の確認	該当する技術仕様なし	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.4 物品の実績の確認	該当する技術仕様なし	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.5 その他の確認	① 供給者の品質管理システムについて品質監査に対応できること。	☐ 可・ ☐ 否	☐ 良 ☐ 否		

注) 参加候補者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付のうえ契約担当者へ提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買部
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	体制	※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 数人のスキル(業務遂行に必要有資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までにメールまたはFAXにて提出してください。						
		① QMS体制図 ② 情報セキュリティに対する管理体制と。	複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を○で囲んでください。			
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	P.1 2(3)	① ●●の資格を有する作業員を配置できること。 ●●資格証(写) □ 証明書			
	2.2 技術設備の確認		例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。			
	2.3 物品性能の確認	P.3 4(1)	① 性能要件を満たしていること。 製品のスペックがわかる資料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラスで)納入実績を示すこと。 納品実績表			

MSM 部品交換作業 仕様書

2026 年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1.	件名	1
2.	目的	1
3.	作業実施場所	1
4.	納期	1
5.	作業内容	1
5.1	対象機器	1
5.2	作業範囲及び項目	1
5.3	作業内容及び方法等	2
6.	作業に必要な資格	3
7.	支給品及び貸与品	3
7.1	支給品	4
7.2	貸与品	4
8.	提出書類	4
9.	検収条件	4
10.	契約不適合責任	4
11.	適用法規及び規定等	5
12.	特記事項	5
13.	責任者の選任	6
14.	その他	6

1. 件名

MSM 部品交換作業

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）六ヶ所保障措置分析所（以下「OSL」という。）の分析セルに設置し、分析試料等の取扱いに使用しているマスタースレーブマニプレータ（以下「MSM」という。）の消耗部品の交換等及び除染を行う作業について定めたものである。

受注者は対象装置及び設備の構造、機能、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108

日本原燃株式会社 六ヶ所再処理事業所内

OSL 内指定場所

4. 納期

2027 年 3 月 26 日

（作業期間：契約後、六ヶ所センター設備課と相談の上決定）

5. 作業内容

5.1 対象機器

物 品 名：MSM

メーカー名：ラ・カレーネ社製

型式番号：MA11-80

数 量：2 基

5.2 作業範囲及び項目

- (1) 物品調達
- (2) 作業エリア等の設定
- (3) 部品交換及び除染作業
- (4) 動作確認
- (5) 作業エリア等の撤去
- (6) 書類作成等の付帯作業

5.3 作業内容及び方法等

(1) 物品調達

- 1) グリーンハウス設営用のパイプ等資材一式
- 2) 除染資材一式
- 3) 化学防護衣（タイベックスーツ等）一式

(2) 作業エリア等の設定

- 1) 六ヶ所センター設備課が指定する場所にグリーンハウス（汚染拡大防止用）を設置し作業エリアを設定すること。
- 2) 六ヶ所センター設備課が貸与する移動式ダストモニタ、局所排気装置及び酸素濃度計をグリーンハウス内に設置すること。

(3) 部品交換及び除染作業

除染作業は、対象機器 1 基毎にグリーンハウス内に搬入して行うこと。なお、マスター側（汚染がない部位）については、搬入前に汚染防止の養生を行うこと。

1) MSM 本体（スレーブ側）の除染

- ① 除染前に表面密度を測定し、記録すること。
- ② 濡れウエス等を使用し、本体の除染を行う。
- ③ 除染後は、ダイレクト方式で表面密度を測定し、 α 線又は $\beta(\gamma)$ 線に有意な値が検出された場合は、検出限界値以下になるまで②～③の作業を繰り返すこと。ただし、除染の効果が認められない場合であって、スミヤ方式での表面密度が検出限界値以下である場合は、除染終了とする。

2) MSM の構成部品の除染

- ① 除染前に表面密度を測定し、記録すること。
- ② 濡れウエス等を使用し、構成部品の除染を行う。ただし、除染ができない狭細部については、分解し、部品毎に除染を行うこと。
- ③ 除染後は、ダイレクト方式で表面密度を測定し、 α 線又は $\beta(\gamma)$ 線に有意な値が検出された場合は、検出限界値以下になるまで②～③の作業を繰り返すこと。ただし、除染の効果が認められない場合であって、スミヤ方式での表面密度が検出限界値以下である場合は、除染は終了とする。
- ④ 既設ウォームギヤを、六ヶ所センター設備課が支給するウォームギヤと交換する。その他、交換が必要な部品がある場合、六ヶ所センター設備課が支給する部品と交換を行う。
- ⑤ 除染終了後、分解した部品を組み込むか若しくは、新品の交換部品を組み込み復旧する。
- ⑥ スレーブ側に養生を行い、養生の上から表面密度を測定し、検出下限値以下であることを確認した後、グリーンハウスより搬出する。
- ⑦ マスター側に部品交換が必要な場合は、グリーンハウス外にて交換する。

(4) 動作確認

MSM のコントロールケーブルコネクタを分析セル No. 5 の MSM 電源に接続し、以下の動作を確認すること。

- 1) ハンドルを操作し、スレーブ側腕部が動作すること。
- 2) ハンドルを操作し、トング部が開閉すること。
- 3) ハンドルを操作し、MSM が回転軸に沿って回転すること。
- 4) ハンドルを操作し、スレーブ側関節部が動作すること。
- 5) ハンドル部操作ボタンを操作し、電動ショルダが動作すること。

(5) 作業エリア等の撤去

- 1) グリーンハウス内の汚染検査を行い汚染がないことの確認後、グリーンハウスを解体すること。
- 2) 六ヶ所センター設備課が貸与する移動式ダストモニタ、局所排気装置及び酸素濃度計に汚染のない事の確認後、所定場所まで返却すること。

(6) 書類作成等の付帯作業

1) 放射線作業計画書の作成助勢

受注者は、六ヶ所センター設備課が作成する放射線作業計画書について、必要な情報提供等の助勢を行うこと。

2) 申請書等の作成・提出

受注者は、放射線管理仕様書及び六ヶ所保障措置分析所核物質防護規定で要求される申請書を作成し、六ヶ所センター設備課が指定する期日までに提出すること。

3) 日本原燃株式会社の申請書等（入域、扉解放、資材のサーベイ依頼等）

受注者は、日本原燃株式会社への申請書の作成並びに物品搬入出前の事前調整を行い、六ヶ所センター設備課が指定する期日までに六ヶ所センター設備課の確認を受けた後、日本原燃株式会社に提出すること。なお、受注者が直接日本原燃株式会社に提出できない申請書等は六ヶ所センター設備課に提出を依頼すること。

6. 作業に必要な資格

なし

7. 支給品及び貸与品

本作業に必要な機具等は、受注者が用意すること。但し、以下の品については、六ヶ所センター設備課より支給または貸与する。

7.1 支給品

品 名：電気、ウエス、テープ、養生シート、ウォームギヤ等の交換部品

数 量：必要数

支給場所：OSL 内作業場所

支給時期：作業期間中

支給方法：現場支給

7.2 貸与品

品 名：防護衣、防護マスク、ポケット線量計、放射線測定器、
移動式ダストモニタ、局所排気装置、酸素濃度計、工具

数 量：必要数

貸与場所：OSL 内作業場所

貸与時期：作業期間中

貸与方法：現場貸与

8. 提出書類

No.	書類	提出時期	部数 ^{*1}
1	品質保証計画書	契約後 2 週間以内	1
2	作業工程表	作業開始 2 週間前までに	1
3	作業要領書	作業開始 2 週間前までに	1
4	作業報告書	納期までに	1
5	議事録 ^{*2}	打合せ後 2 週間以内	1
6	六ヶ所センター設備課が要求する書類	六ヶ所センター設備課が要求する提出期限までに	—

*1：承認返却が必要な書類は、受注者が準備すること。

*2：打合せなしの場合は提出不要

(提出場所) 六ヶ所センター設備課

9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す作業を完了し、「8. 提出書類」の提出並びに、六ヶ所センター設備課が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 契約不適合責任

(1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下、「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請

求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行
その他必要な措置を執らなければならない。

- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規及び規定等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (4) 六ヶ所センターが定める規定類
- (5) 日本原燃株式会社が定める規定類
- (6) その他関連する法令等

12. 特記事項

- (1) 本作業時間は、原則として六ヶ所センターの就業時間（平日 8:45～17:15）に準ずること。ただし、あらかじめ六ヶ所センター設備課の許可を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、本契約に関わる作業において、OSL の設備・機器等を損傷させた場合は、受注者の責任において六ヶ所センター設備課が指定する期日までに復旧させること。
- (3) 受注者は、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について質疑が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うものとする。
- (4) 受注者は、使用する下請け業者（材料、機器等の購入先、労務の提供先を含む）の全ての責任を負うこと。
- (5) 受注者は、作業対象の設備及び機器に適用される法令を調査し、申請又は届出の要否を確認すること。また、申請又は届出が必要な場合は受注者が代行するか、代行できない場合は六ヶ所センター設備課へその旨報告すること。
- (6) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (7) 受注者は、六ヶ所センターが定める規定に準じ作業を実施するとともに、六ヶ所センターに申請するものについては事前に申請すること。
- (8) 六ヶ所センターは、必要に応じ受注者の品質監査を実施し、サービスの供給能力及び品質マネジメントシステムの評価を実施する。また、受注者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価を実施する。

13. 責任者の選任

13.1 総括責任者

受注者は、本作業を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 現場作業者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本作業履行に関する六ヶ所センター設備課との連絡及び調整

13.2 現場責任者

受注者は、本作業を履行するにあたり、現場責任者を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 当該作業の実施中は現場に常駐すること。
- (2) 現場作業者の規律秩序の保持を行うこと。

14. その他

(1) 一般安全管理

- 1) 受注者は、作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図ること。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めること。
- 2) 受注者は、六ヶ所センター設備課から保安上の指示を受けた場合、その指示に従い行動すること。
- 3) 作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- 4) 受注者は、安全対策及び作業安全について、事前に六ヶ所センター設備課と調整し、作業の安全確保に万全を期すること。
- 5) 受注者は、作業中常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- 6) 受注者は、作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なう恐れのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。
- 7) 受注者は、異常事態等が発生した場合、六ヶ所センター設備課の指示に従い行動すること。

(2) 放射線管理

- 1) 受注者は、OSL 内で行う作業について、六ヶ所センターが定める放射線管理仕様書を遵守すること。
- 2) 受注者は、放射線管理仕様書に基づき、総括責任者、現場責任者、放射線管理責任者、放射線管理担当者を選任し、「作業組織・責任者届」に記録して六ヶ所センター設備課の承認を得ること。

- 3) 受注者は、OSL 内作業に従事する者について、放射線管理仕様書に基づき、放射線業務従事者の指定を受けること。
 - 4) 受注者は、作業期間中、心身ともに健康で身体に外傷のない作業員に従事させること。
 - 5) 受注者は、放射線管理について、六ヶ所センター設備課または六ヶ所センター安全管理課の指示に従うこと。
- (3) 放射性廃棄物の管理
- 1) 受注者は、管理区域内で発生する廃棄物について、六ヶ所センター設備課の指示に従い処理すること。

以上